

舞鶴市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定により、舞鶴市監査基準に関する規程に準拠して財政援助団体等監査を行ったので、その結果を同条第9項、措置状況について同条第14項の規定により併せて公表する。

令和5年11月8日

舞鶴市監査委員 川口 孝文

舞鶴市監査委員 瀬野 淳郎

記

- 1 監査の対象（令和4年度事業に係る財務）
 - (1) 補助事業 まいづる観光ステーション運営補助金
補助団体 京都府北部地域連携都市圏振興社舞鶴地域本部
所管課 観光振興課
 - (2) 指定管理事業 農業公園
指定管理者 (株)農業法人ふるる
所管課 農林水産振興課
- 2 監査の着眼点
補助金等の財政的援助を受けている団体や公の施設の指定管理者が、財政的援助の目的に沿って事業活動を適正に行っているか、また、当該団体の所管課が、団体に対して指導監督を適切に行っているかどうかを着眼点として実施した。
- 3 監査の主な実施内容
上記の補助事業及び指定管理事業に関する財務及びこれに係る市の財務について、あらかじめ求めた資料に基づき、関係書類の調査、照合等を行うとともに、関係職員等から追加資料・説明を求めるなどの方法で実施した。
- 4 監査の実施場所及び日程
 - (1) 実施場所 監査委員事務局等
 - (2) 日 程 令和5年9月15日から11月1日まで(補助事業)
令和5年9月15日から10月26日まで(指定管理事業)
- 5 監査の意見及び結果
 - (1) 意見
 - ① 補助事業 まいづる観光ステーション運営補助金
補助事業に係る財務は、概ね適切に執行されていた。補助金に係る消費税仕入控除税額については、補助金に係る消費税仕入控除税額の取扱いに関する手引に基づき報告内容の確認に努められたい。
 - ② 指定管理事業 農業公園
指定管理事業について、報告書の数値に不整合が見受けられ、安定した持続可能な運営を案ずる財政状態であった。所管課は、指定管理者や関係者から意見を聴取するなどし、抜本的なあり方を検討し指定管理者と協議に努められたい。
 - (2) 結果
次の財政援助団体等監査結果報告書兼措置状況通知書のとおり

財政援助団体等監査 結果報告書兼措置状況通知書

- ・ 監査対象 補助事業 まいづる観光ステーション運営補助金
- ・ 監査期間 令和5年9月15日～11月1日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○電気料金 西駅交流センター4月分電気料金の支払いが2回あり、1つは、電気使用期間が【令和4年3月1日～令和4年3月31日】となっている。支払時期が4月であっても、使用期間は前年度となるため、正しい年度の費用として処理されたい。</p>	<p>適正な事務処理に努めます。</p>
<p>○消費税仕入控除税額 補助対象経費から仕入に係る消費税相当額を差し引いた額が補助金額を上回るため、返還は生じないと報告されているが、補助金に係る消費税仕入控除税額の取扱いは、補助金を課税仕入れに使用した場合、その仕入に係る消費税相当額を実質負担していないことになるため、補助金の交付額から差し引く必要があるとされているので、報告内容と相違がある。 【補助金に係る消費税仕入控除税額の取扱いに関する手引】を参照の上、報告内容を確認されたい。</p>	<p>補助事業者へ手引に基づいた確認を実施し、消費税仕入控除税額による返還が生じないことを確認しました。今後は適正な事務処理に努めます。</p>

- ・ 監査対象 指定管理事業 農業公園
- ・ 監査期間 令和5年9月15日～10月26日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○減免及び値引き （1）減免については、指定管理者制度に関するガイドライン（令和3年改定。以下「ガイドライン」という。）に規定され、農業公園条例、同施行規則に基づき、コテージ及び日帰り貸農園の使用に係る減免を公平かつ適正に行わなければならない。 減免記録や報告が以下のとおり正確でなく、所管課は月次報告書及び年間の事業報告書を確認し、指定管理者に指導されたい。 ①月次報告書の減免額と宿泊者カードの減免額に整合性のないもの。 ②減免申請書や疎明資料のないものなど、取扱いが一定でない。また、申請書の記載が適切でないものがある。 （2）同条例及び規則に利用料金及び減免については規定されているが、値引きについては規定されていない。 民間において値引きをすることは、営業上の手法として理解するものの、ガイドラインや基本協定書（以下「協定書」という。）等にも直接の規定はなく、減免と値引きを混同しているとも思われるが、減免や値引きの併用について、根拠を明確にすべく総務課に確認を願う。</p>	<p>指定管理者へ指導するとともに、記録の確認に努めてまいります。また、値引きについての規定はないため、減免と混同しないよう指導します。</p>
<p>○備品 以前の監査でも指摘したが、協定書の備品の取扱いについて、別紙に規定する備品に矛盾がある。また、指定管理者が備品を購入し、管理業務の実施のために供する際は、備品（Ⅲ種）を追加する必要がある。 精査して、正しい別紙を協定書に添付されたい。</p>	<p>指定管理者へ指導するとともに、備品と備品台帳の確認を行い、必要であれば、協定書に添付します。</p>

<p>○月次報告書</p> <p>月次報告書は、施設の管理業務の状況を把握し、協定書、仕様書等に記載されている公の施設にかかる業務の内容が適正に実施されているかを確認するものである。</p> <p>以下の事案が見られるので、指定管理者に指導するとともに、月次報告書を受領した時には供覧など複数名により確認を行うようにされたい。なお、確認が困難であるならば、指定管理者に月報等の根拠資料の作成や提出を求め、照合されたい。</p> <p>①コテージの利用料収入額が、日報の月額と違う。</p> <p>②利用料の減免について、減額した料金などが正確に記載されていないものがあり、減免の状況欄も記載がない。</p> <p>③苦情・事故の対応状況について、宿泊者カードにクレームが記載されているが、報告されていないものがある。</p> <p>④日報や月次報告書、事業報告書の科目に差異があるものがある。所管課が確認できるよう、一定の科目名称を使用するように指導されたい。</p>	<p>指定管理者へ指導するとともに、確認に努めてまいります。</p>
<p>○会計区分</p> <p>以前の監査でも指摘したが、協定書第 21 条において、施設の管理業務について会計区分は他の経理と独立した区分経理を行わなければならないとされているが、会計区分は分離されていない。公の施設の運営にかかる正確な数値の根拠を把握できていない状況であり、協定書に基づき施設に応じた会計区分で作成するよう、指定管理者に指導されたい。</p>	<p>施設に応じた会計区分で作成するよう、指定管理者へ指導します。</p>
<p>○事業報告書等</p> <p>事業報告書等から、以下のことについて瑕疵や課題等があるので、指定管理者に指導されたい。</p> <p>①コテージの利用料収入合計について、日報、月次報告書、事業報告書とそれぞれ差異がある。また、他の収入についても日報合計等と収支報告に整合性が見られない。</p> <p>②収支報告のその他（売上値引等）欄が 0 円となっているが、売上値引き等はされている。</p> <p>③減価償却費は、決算額でなく決算整理前の額である。</p> <p>④現金過不足が、頻繁に発生している。公の施設の利用料収入は、市に代わり指定管理者が収入するものであり、正確でなければならない。原因を把握し、対策に努めるよう指導されたい。</p> <p>⑤令和 4 年度収支は、収入額 9,339 万円、支出額 1 億 589 万円で、1,250 万円の純損失を計上し未処分利益剰余金は△2,021 万円と報告されている。他方、貸借対照表の利益剰余金は△1 億 1,899 万円となっており、エムズデリ分を考慮しても乖離が大きい。収支報告の未処分利益剰余金を精査するよう指導されたい。</p> <p>以上、事業報告書等から、厳しい経営成績であり、安定した持続可能な指定管理施設の運営を案ずる財政状態である。</p> <p>公の施設は、民間の施設と違い関係条例等を遵守し、正確で公平・公正な業務や財務が求められる。市は指定管理者、関係者や必要に応じて専門家等の意見を聴取するなど、抜本的なあり方を検討し、指定管理者と協議に努められたい。</p>	<p>指定管理者へ指導するとともに、施設の抜本的な在り方について検討し、協議してまいります。</p>